

募集要項新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>令和6年度</u> 埼玉県小慢児童等相互交流支援事業業務委託 募集要項</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 委託期間 委託契約締結日から<u>令和7年3月7日</u>まで</p> <p>4 委託業務の内容 ※詳細は仕様書を参照。 選定した事業のうち、次の①から③に該当する相互交流の支援(児童福祉法第19条の2第2項第2号及び同法施行規則第7条の41に定めるもの)に関する業務を 予算<u>1,734,000円</u>の範囲内で委託する。 (以下略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 応募者が提案する事業 (中略) ・提案する事業の実施は県との委託契約締結後とすること。(契約締結予定日;<u>令和6年7月8日</u>)</p> <p>7 応募書類の提出 (1) 提出する応募書類及び部数 次の①から④の応募書類を1部提出すること。なお、県から<u>令和3年度から令和5年度までの間</u>に埼玉県小慢児童等相互交流支援事業の業務委託を受けた者は④の書類の提出を省略することができる。 ① <u>令和6年度</u>埼玉県小慢児童等相互交流支援事業業務委託応募書(別紙様式1) ② 提案する事業ごとのスケジュールや予算等の実施計画がわかる書面</p>	<p style="text-align: center;"><u>令和5年度</u> 埼玉県小慢児童等相互交流支援事業実施委託 募集要項</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 委託期間 委託契約締結日から<u>令和6年3月8日</u>まで</p> <p>4 委託業務の内容 ※詳細は仕様書を参照。 選定した事業のうち、次の①から③に該当する相互交流の支援(児童福祉法第19条の2第2項第2号及び同法施行規則第7条の41に定めるもの)に関する業務を 予算<u>1,224,000円</u>の範囲内で委託する。 (以下略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 応募者が提案する事業 (中略) ・提案する事業の実施は県との委託契約締結後とすること。(契約締結予定日;<u>令和5年7月7日</u>)</p> <p>7 応募書類の提出 (1) 提出する応募書類及び部数 次の①から④の応募書類を1部提出すること。なお、県から<u>令和2年度または令和4年度</u>に埼玉県小慢児童等相互交流支援事業の業務委託を受けた者は④の書類の提出を省略することができる。 ① <u>令和5年度</u>埼玉県小慢児童等相互交流支援事業業務委託応募書(別紙様式1) ② 提案する事業ごとのスケジュールや予算等の実施計画がわかる書面</p>

- ③ 提案する各々の事業のうち、相互交流の支援に係る概算見積書
- ④ 団体案内・活動状況報告等(作成している場合に限る)及び「5 応募資格②の実績」がわかる書面
- (2) 提出方法
(中略)
- ・ 提出期間; 令和6年5月24日(金)～令和6年6月14日(金)(必着)
- (3) (略)

8 (略)

9 (略)

10 契約条件

(1) 執行予定額等

次のア、イにより定めた選定した全ての事業に係る委託料の合計をもって委託先との契約金額とする。

ア 一事業にあたりの執行予定額の上限

県は次の区分に応じた執行予定額の上限までの範囲で、「イ 相互交流の支援に係る見積書」をもとに一事業ごとの委託料を定める。執行予定額の上限は消費税率10%の額となっている。事業完了時に税率が異なる場合はその税率での契約又は変更契約を行う。

区分		執行予定額の上限
宿泊を伴う相互交流の支援		305, 555円(税込)
宿泊を伴わない相互交流の支援	小慢児童等の参加数 11人以上 (注)	203, 703円(税込)
	小慢児童等の参加数 10人以下 (注)	101, 851円(税込)

(注)参加数について

- ・ 応募にあたっては参加見込数で可とするが、(3)に記載する事項に注意すること。

- ③ 提案する各々の事業のうち、相互交流の支援に係る概算見積書
- ④ 団体案内・活動状況報告等(作成している場合に限る)及び「5 応募資格②の実績」がわかる書面
- (2) 提出方法
(中略)
- ・ 提出期間; 令和5年5月26日(金)～令和5年6月16日(金)(必着)
- (3) (略)

8 (略)

9 (略)

10 契約条件

(1) 執行予定額等

次のア、イにより定めた選定した全ての事業に係る委託料の合計をもって委託先との契約金額とする。

ア 一事業にあたりの執行予定額の上限

県は次の区分に応じた執行予定額の上限までの範囲で、「イ 相互交流の支援に係る見積書」をもとに一事業ごとの委託料を定める。執行予定額の上限は消費税率10%の額となっている。事業完了時に税率が異なる場合はその税率での契約又は変更契約を行う。

区分		執行予定額の上限
宿泊を伴う相互交流の支援		305, 555円(税込)
宿泊を伴わない相互交流の支援	小慢児童等の参加数 11人以上 (注)	203, 703円(税込)
	小慢児童等の参加数 10人以下 (注)	101, 851円(税込)

(注)参加数について

- ・ 応募にあたっては参加見込数で可とするが、(3)に記載する事項に注意すること。

- ・ 小慢児童等とは、小児慢性特定疾病医療費助成の対象になっている満20歳未満の児童等、又は、小児慢性特定疾病に罹患している満18歳未満の児童(今後、小児慢性特定疾病医療費助成の新規申請を行う可能性がある者)をいう。
- ・ 小慢児童等のきょうだい児や相互交流を目的として参加した児童も参加児童の人数に含めることとする。
- ・ 体調不良その他の理由で、事業の一部のみに参加した者についても、参加児童を含めて差し支えない。

(2) 業務完了報告書の提出 ※詳細は仕様書を参照。

実施した事業について、事業実施後30日以内又は令和7年3月7日(金)のいずれか早い日までに業務完了報告書を作成のうえ、・・・(中略)・・・までの提出で可とする。

(3) (略)

11 (略)

(2) 業務完了報告書の提出 ※詳細は仕様書を参照。

実施した事業について、事業実施後30日以内又は令和6年3月8日(金)のいずれか早い日までに業務完了報告書を作成のうえ、・・・(中略)・・・までの提出で可とする。

(3) (略)

11 (略)